

議案第 4 4 号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 6 月 1 1 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の一部が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、日野町国民健康保険条例の一部引用条文に項ずれが生じたため、これを修正するもの。

2 改正内容

「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。（第9条）

3 附則規程

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年日野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保健事業) 第9条 町は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略	(保健事業) 第9条 町は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。